

◆改善事例 まゆりな clinic に対する申入れ

事業者名：まゆりな clinic

事業内容：美容整形

申入対象：損害賠償責任の全部を免除させ、訴訟の権利を放棄させる条項（同意書）

対象条文：

消契法8条1項1号及び3号、消費者契約法10条

申入開始日：2024（令和6）年7月23日

申入終了日：2025（令和7）年1月21日

	Cネット東海の主な申入れ内容	回答（結果）
1	<p>・損害賠償責任の全部を免除させ、訴訟の権利を放棄させる条項（同意書）</p> <p>施術者及びクリニックへの損害賠償請求や訴訟の権利を放棄いたします。</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>上記記載部分を削除してください。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>クリニックへの損害賠償請求を放棄させる部分は、事業者の債務不履行及び不法行為による消費者に生じた損害賠償責任の全部を放棄させる内容であり、消費者契約法8条1号及び3号に違反して無効である。</p> <p>また、施術者に対する損害賠償請求を放棄させる部分は、民法709条による損賠賠償の権利を事業者の地位を利用して一方的に消費者に不利に変更するものであり、信義則に反して消費者の利益を害するものであり、消費者契約法10条に違反し、無効である。</p> <p>さらに、施術者及びクリニックに対する訴訟の権利を放棄させる部分は、憲法32条の裁判を受ける権利を事業者の地位を利用して一方的に消費者に不利に変更するものであり、信義則に反して消費者の利益を害するものであり、消費者契約法10条に違反し、無効である。</p>	<p>左の文言が削除された。</p>